

第3弾 しらかわ応援割引クーポンキャンペーン クーポン券取扱加盟店登録申請書

店舗名（事業者名）			
代表者名			
会員区分 (○を付けて下さい)	① 会 員 (各商工団体の会員)	② 非 会 員 (いずれにも所属なし)	
本店所在地	〒 -		
	福島県白河市		
電話番号		FAX	
(フリガナ) 担当者名		E-mail	
業 種		取扱商品	
市内に複数の店舗がある場合は、まとめて登録できます。	店 舗 名	所 在 地	
		白河市	
		白河市	
換金窓口 (○を付けて下さい)	①白河商工 会議所	②表郷商工会	③大信商工会 ④ひがし商工会

※本事業で得た個人情報等は、本事業に関する連絡等に利用させていただく場合があります。あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

○本事業の趣旨に基づきクーポン券の取扱注意事項を遵守し、上記内容で「しらかわ応援割引クーポンキャンペーン」クーポン券取扱加盟店の登録を申請します。

令和3年 月 日

事業所名

代表者名

(印)

≪問合せ・申込先≫ 白河商工会議所 企画総務課 中島
 ☎0248-23-3101 FAX0248-22-1300

※事務所記入欄（こちらには記入しないで下さい）

受付窓口	受付番号	受付者

※受付窓口

1:白河商工会議所 2:表郷商工会 3:大信商工会 4:ひがし商工会

《白河市委託・飲食店等緊急応援事業》

第3弾しらかわ応援割引クーポンキャンペーン新規加盟店募集!!

※募集期間：令和3年4月上旬～7月下旬（使用期間中随時受付）

※チラシ掲載申込期限は令和3年4月8日（木）となります。これ以降は、WEB掲載のみとなります。

※第2弾加盟店は不参加の意思表示がない限り自動的に第3弾の加盟店とさせていただきますので、今回の申込は不要です。

1 「クーポン」の発行について

新型コロナウイルス感染症拡大により、事業活動に影響を受けている白河市内の事業者を応援することを目的に、消費者の購買行動の動機付けと消費喚起を促すために「割引クーポン」を発行するものです。

2 「しらかわ応援割引クーポン」事業について

(1) 名称	しらかわ応援割引クーポンキャンペーン
(2) 発行者	白河市、白河商工会議所、表郷商工会、大信商工会、ひがし商工会
(3) 取扱対象者	白河市内に本社または本店がある事業者
(4) クーポン 額面・配布数	白河市民一世帯あたり 250 円分×20 枚（5,000 円分） 白河市内約 25,000 世帯に配布（クーポン配布枚数 500,000 枚）
(5) 利用期間	令和3年5月1日（土）～令和3年7月31日（土）
(6) 取扱条件	①お会計時 500 円（税込）毎に、1 枚（250 円分）使用できる取扱いとし、お会計金額に応じて、クーポン枚数分の金額を割り引き、商品・サービス等の提供を行う。 例：お会計時 1,000 円以上の場合、クーポン 2 枚の 500 円分を割り引き提供。 1,500 円以上の場合、クーポン 3 枚の 750 円分を割り引き提供。 ②消費者がクーポン使用し換金する場合、使用済みクーポンの裏面に店舗名を記入し押印。（社判等も可とするが、記名押印がないものは換金不可。）
(7) 参加費	無料（換金手数料等参加店の負担なし）
(8) 換金方法	事前に換金申請書を換金指定日の2営業日前までにメール・FAXにて方法で申込書に選択した換金窓口（白河商工会議所・表郷商工会・ひがし商工会・大信商工会）まで申請する。使用済みクーポンを指定日に換金窓口を持参し、原則、現金で換金を行う。※換金金額に応じて、小切手で換金する場合があります。

3 クーポン券の取扱いにおける注意事項

- (1) クーポン券利用は、お会計時 500 円（税込）毎に 1 枚（250 円分）使用できる取扱いです。
- (2) クーポン券と現金の交換は禁止します。
- (3) クーポン券を消費者が使用した際は、クーポン金額の割引を行うとともに、使用されたクーポン券を受け取り、裏面に店舗名の記入と押印（社判等も可）をして換金日に持参ください。
- (4) クーポン券による割引は、記載の有効期限内のみ取扱い、期限を過ぎた場合は取り扱わないようにお願いします。
- (5) 取扱店において、独自にクーポン券の使用対象外とする商品などを定める場合は、あらかじめ消費者が認識できるようチラシ等によりその旨明示してください。
- (6) クーポン券の盗難・紛失・滅失または偽造、模造等に対して発行者は責任を負いません。

4 加盟店申込手続きについて

裏面の必要事項を記入の上、FAXまたは持参にてお申込みください。